

平成 22 年度定期監査（11）監査結果報告書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により、平成 22 年度定期監査（11）を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づきこれを提出する。

記

1 監査の概要

(1) 監査の実施時期

平成 22 年 12 月 10 日から同月 22 日までの間において実日数 8 日間

(2) 監査の方針

今回の監査は、平成 22 年度練馬区監査基本計画に基づき、平成 21 年度
の予算の執行・契約・会計および財産管理等の事務が法令等の趣旨に即し
適正に処理されているか、経済性、効率性、有効性の観点から適切に執行
されているか、また、所管課が委託している業務等について契約内容に基
づいた適切な指導監督が行われているかを主眼として実施した。

(3) 監査の視点

サービス管理ならびに現金および郵券等の管理は適正か、予算の執行は適正か
つ効果的か、会計処理は適正か、業務委託をはじめとする各種契約の締結、
履行内容は適正か、補助金執行は適切か、的確な施設管理が行われているか
等を主眼として監査を実施した。更に以下の視点を重点にして監査を行った。

ア 業務委託等について、仕様書に業務内容の詳細が記載されているか。受
託事業者や指定管理者への指導監督が適切に行われているか。また、報告
書等により履行確認を十分行っているか。

イ 補助金は、根拠となる要綱などに沿って適正に執行し、内容確認を十分
に行っているか。

ウ 随意契約は適正に行われているか。「課長契約（工事）における分割発
注等の再発防止取組方針」決定後の契約は、方針に基づき適正に行われて
いるか。

(4) 監査対象部課

ア 教育委員会事務局学校教育部

(ア) 庶務課

(イ) 新しい学校づくり担当課

(ウ) 学務課

(エ) 施設給食課

(オ) 教育指導課

- (カ) 総合教育センター（以下の施設を含む。）
 - ・ 関教育相談室
- イ 教育委員会事務局生涯学習部
 - (ア) 生涯学習課（以下の施設を含む。）
 - ・ 練馬公民館、春日町青少年館、南大泉青少年館、石神井公園ふるさと文化館
 - (イ) スポーツ振興課（以下の施設を含む。）
 - ・ 総合体育館、平和台体育館、大泉学園町体育館、北大泉野球場、光が丘体育館、大泉学園少年野球場
 - (ウ) 光が丘図書館（以下の施設を含む。）
 - ・ 平和台図書館、大泉図書館、関町図書館、南大泉図書館、春日町図書館

2 監査の結果

適正に行われていた。

なお、指定管理業務と協定内容との間に齟齬が見られたので指導した。